

KNC NETWORK NEWS

2017年12月9日 発行

経営一言: まず踏み出し、走りながら考えるという行動原理への転換がなければ、大胆な成長戦略は描けない。 (三菱商事調査部長 武居 秀典氏)

—所長コメント: 意思決定したなら、出来るだけ早く、スムーズに実行することです。考えている間に相手はすでに実行しているかもしれません。スピードの時代です。



(有)北野財経システム
税理士法人 Y. K. C.

大阪市淀川区西中島 7-1-26
オリエンタル新大阪ビル 707号
TEL: 06-6304-7857・FAX: 06-6304-8851
http://kncc.co.jp

気になる記事: 所得増税1000億円確保。政府・与党合意、高所得層300万人

2018年度税制改正で焦点となっていた所得税改正は6日、年収800万円超の会社員を増税することで政府・与党が合意した。1000億円を超える財源を新たに確保する。控除制度を見直し、公務員を含む給与所得者の5%程度にあたる約300万人が増税対象となる。年金以外に高額な所得がある高齢者約20万人も増税となる。子育て・介護世帯は負担が増えないよう配慮する。与党税制改正大綱に盛り込み、20年1月から実施する。

領収書を忘れたとき、レシートでも問題なし 《税務》

社会人ならだれもが一度は「領収書ください」というセリフを口にしたことがあるでしょう。会社は領収書を保存しておけば、税務調査を受けることになったときに、その支出が経費として会社の損金になることを証明することが可能となります。ただ、証拠文書として必ず領収書を発行してもらわなければならないというわけではなく、実は単なりレシートであったも基本的に問題はありませ

ん。
支払の事実を証明する文書と認められる条件は、店の名前、日付、金額、そして何に対する支払なのかが明記されていることです。日付と金額しか書かれていないようなメモしか出さない店では話は別ですが、たいていはレシートが証拠文書としての要件を満たすこととなります。手書きの領収書より内容が細かく明記されていることが多く、また、偽装が難しいこともあり、むしろ証拠書類として信ぴょう性は高いと言えるでしょう。

契約書と印紙税 《税務》

印紙税は一定額を超える商取引で交わす「文書」に課税されるものであり、「取り引き」に課税されるわけではありません。この点が印紙税を考えるうえで重要なポイントとなります。

例えば契約書を交わす際に「2通作成して甲乙ともに1通ずつ保管する」とあれば、2通の文書それぞれに印紙税が掛かります。これに対して、「1通作成して甲が保管する」という話なら1通分の印紙で済むこととなります。また、不動産の売買で仮契約書を締結した後に本契約書を交わすと、「仮」と「本」の両方に印紙税が課税されます。

いずれも取り引き自体はひとつですが、取り交わした文書の数だけ印紙税の課税対象になることがわかります。つまり、作成する課税文書の数を減らせば印紙税の節税になるということです。

もし印紙税の納付忘れを税務調査で指摘されますと、納付しなかった印紙税の額に加え、その2倍の金額のペナルティーが加算されます。調査を受ける前に自主的に「印紙税不納付事実申出書」を提出すれば、本来の税額とその1割のペナルティーで済むので、貼り忘れに気づいたら早めに対応した方が無難でしょう。

運転免許代、会社肩代わり通常は給与課税 《税務》

社員が受ける研修会の費用を会社が負担すると、税務上は「社員は給与を受け取った」とみなされて給与課税されますが、その研修会が会社の業務を遂行するために必要な技術、知識、免許、資格を習得するためのものなら課税されないことになっています。

その境界線は必ずしも明確ではありませんが、例えば自動車の運転免許は一般的に個人が自分のために取得するものであり、教習所に支払う費用を会社が肩代わりすると、社員がその分の給与を受け取ったとみなされて課税されます。ただ、運送会社がドライバーの候補者に代わって教習所費用を支払う場合は、業務の遂行に必要な費用なので、給与所得として課税されることはありません。

税務署と意見が食い違うときは、「業務に必要」と主張できる証拠があるかどうかのカギとなります。

悪い情報の捉え方 《経営》

日常生活の中では、自分にとって都合の良い情報(他人に知られたくない)は中々伝わりませんが、自分に都合の悪い情報(他人に知られたくない)は自然に伝わります。反対に、会社等の組織内においては、良い情報は社長や管理者の耳に詳しくかつ迅速に入ってくる。しかし、悪い情報は集める努力をしないと中々入ってこないものです。

例えば、好成績の企画や新商品開発等に関係した事を積極的に名乗る社員は、いくらでもいます。しかし、トラブルや失策に関係していたことを積極的に発言する社員は少ないものです。経営者が意思決定をする際は、経営者等が好感するような情報ばかり集まって、マイナス面の情報が隠されていたら、経営の判断を誤る事になります。

そこで、経営者等は、良い情報より悪い情報を漏らさず伝えて欲しいと言います。この発言は正しいのですが、社員は素直に従うでしょうか。経営者等に不快な情報を提供したり、意思決定に苦言を呈したりする社員は、敬遠され勝ちです。一般に、人は自分の立場が不利になる事はしないものです。

経営者等が良い情報よりも悪い情報を優先的に収集する努力は、本当に価値があります。この努力の成果を上げる為には、経営者は悪い情報を伝える社員を大事にして、その情報の活用を实践で示す必要があります。